

若桜町監査告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年10月30日

若桜町監査委員 藤原重明



若桜町監査委員 山本安雄



記

## 定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成30年10月25日（木）～10月26日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議会室
- 3 監査の対象 総務課、ふるさと創生課、町民福祉課、農林建設課、にぎわい創出課、教育委員会事務局
- 4 監査の範囲 (1) 平成30年度上半期の事務事業及び予算の執行状況  
(2) 平成30年度上半期の工事の実施状況
- 5 監査の主眼及び方法  
工事及び事務事業が関係法令等に準拠し、その執行が経済的及び効率的に行われているかに主眼をおき、関係課長等から資料の提出、説明を求め実施した。
- 6 監査の結果 (1) 設備・備品の購入について  
高額の設備・備品の購入にあたり、町内業者が1社しか存在しないという理由で安易に随意契約がされている状況がみられる。商工業者が減少している現状からも、町外の業者も含めた競争入札を原則とされたい。  
(2) ホームページの見直しについて  
①「各課のご案内」における「にぎわい創出課」に、農林振興係及び林業振興室が存在する。組織改正が行われてから数か月が経過していることもあり、ホームページの掲載内容について再点検を

されたい。

- ②「移住定住者の募集」について、ホームページ上に町が行う支援策（補助金含む）などを、系統的にわかりやすく掲載されたい。

以上